

## 妊婦健康診査に係る費用追加助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき実施する妊婦健康診査（以下「妊婦健康診査」という）に関し、妊娠期間の長短に関わらず全妊婦に対して妊娠から出産までの全妊娠期間に対する公平な援助・助成を行い、妊婦健康診査の確実な実施を図ることを目的とし、市の実施する妊婦一般健康診査で受診票の使用が14回分を超過した回数の健康診査が必要な妊婦について、その健康診査費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「妊婦」とは、本市に住所を有する妊娠中の女子をいい、「妊婦健康診査」とは、市の実施する妊婦一般健康診査をいう。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者は、受診日において船橋市に住所を有する者であり、かつ14回目の妊婦健康診査受診票を使い切った妊婦のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠40週以降の妊婦健康診査の受診が必要とされる者
- (2) 妊娠40週以内で医師が14回を超える妊婦健康診査が必要と判断された者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (助成額)

第4条 追加で実施する妊婦健康診査の助成額は、対象者が医療機関等に支払った受診費用に相当する額とし、1回につき4,500円を助成の上限とする。また、追加で実施する助成については最大2回まで行うものとする。

### (受診票の交付)

第5条 市は、妊娠の届出の受理の際に一般受診票（母子健康手帳別冊綴込み）とともに追加助成用の受診票を交付するものとする。ただし、転入等の場合には、母子健康手帳交付・再交付・別冊交付申請書の受理の際に交付するものとする。

### (受診票の使用)

第6条 前条で規定した追加助成用の受診票については、市の定める委託医療機関（以下「委託医療機関」という）で使用できるものとする。ただし、里帰り等の理由により委託医療機関で妊婦健康診査を受診することができない場合、別に定める船橋市妊婦・乳児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成取扱要綱に基づき助成の申請を行うことができるものとする。

(費用の請求、審査及び支出)

第7条 追加で妊婦健診を実施した委託医療機関は、妊婦健康診査(追加助成分)費用請求書に妊婦健康診査追加助成分受診票(請求用)を添付して、当該月分を翌月5日までに船橋市医師会を經由して市長に請求するものとする。

2 市長は前項の規定による妊婦健康診査に要した費用の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該費用を、船橋市医師会が指定した委託医療機関の口座に支払うものとする。

3 上記に対する診査料の審査及び支払の事務の委託については、別に定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

1 この要綱の規定による受診票の交付その他この要綱の施行に関し必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。